

學術論文・宮武外骨の法パロディ

堅 田 剛

宮武外骨（慶応三／一八六七〜昭和三〇／一九五五）を知る者は、一樣にその「反骨のジャーナリスト」ぶりを称える。外骨は明治二十年以来、『頓智協会雑誌』をはじめとして、『骨董雑誌』『滑稽新聞』『繪葉書世界』『教育画報ハート』『月刊雑誌不二』『スコブル』『変態知識』『面白半分』『公私月報』等々の月刊雑誌または半月刊雑誌を次々に発行しては、発売禁止、発行停止、罰金、入獄をくりかえした。

甥にあたる吉野孝雄は外骨の一生を『予は危険人物なり』『過激にして愛嬌あり』の二著にまとめている。また現代の宮武外骨ともいえる赤瀬川原平は、『学術小説・外骨という人がいた！』を著した。赤瀬川は外骨の表現方法を文字や漫画のみならず肉体によるパフォーマンスと位置づけて、その「滑稽」「猥褻」「過激」などにエールを送っている。

たしかに外骨という人は面白い。だが彼の奇人・変人・超人の側面だけで遊んでしまつてはあまりにもつたいない。というのも、滑稽で猥褻な無数の遊びにもかかわらず、外骨のまなざしは実は〈法〉という最も面白くなさそ

うな領域に向けられており、ここでの面白半分・真面目半分の闘いこそが、彼の真骨頂であったと思えるからだ。「面白半分」とは外骨が生涯の最後に発行した雑誌名であるけれども、ここではあえて外骨の面白くないほうの半面、つまり〈法〉をめぐる真面目半分の闘争のほうに照明を当ててみたい。以下は外骨という人についての「學術小説」ならぬ〈學術論文〉の試みである。

一 宮武外骨、是本名也

宮武外骨がいかうと聞いて誰もが異様に感じるのは、その名前の由来であろう。外骨はもともと亀四郎という幼名をもっていたが、亀は「外骨内肉」つまり内側の肉を外側の骨が覆っているということで、十八歳のときに「外骨」と改名した。以来これが戸籍上の本名となったのだが、世間はそうは受け取らなかった。外骨は「宮武外骨、是本名也」と題して、みずから主宰する雑誌『スコブル』に次のような記事を載せている。

「『外骨』というのは予の本名である。しかるに世間には、これを本名でなく、戯号だと思っている人が多いらしい。それで『ご本名は何とおっしゃるのですか』としばしば尋ねられる。また宿屋に泊って帳面に名を書く『ドーズご本名に』と言う。裁判所などでもいつも『これが本名か』と推問される。区役所へ寄留届を出す『本名でなければイカヌ』と怒鳴る。先ごろ上野の帝国図書館へ帯出特許願書を出す、係の人が『当館はすべて本名の規定ですから、どうかご本名にして下さい』と言う。予は『この外骨というのが本名でないと思召すのなら、何と書けばよいのですか』と言ってヒネクレたこともあった。かれこれで遂に新奇の改印を案出して、今

後子の署名には『是本名也』の印を押捺することにした。そして今後もし『本名を』と言う者があつたら『印文を見よ』と簡単に答えるツモリである。<sup>(1)</sup>

このとぼけた文章のあとに、外骨は改印広告として「是本名也」と刻した印鑑の図版を四点掲載している。そのなかには名前の由来の亀を象った印もみられる。

このように宮武外骨の奇人・変人ぶりは枚挙に遑がないけれど、ここではその紹介は最小限の範囲に留めておきたい。それよりも、彼が明治文化の蒐集や保存に果たした比類のない業績を確認しておくほうがはるかに有意義だと思ふからだ。すなわち、明治文化研究会の発起と、明治新聞雑誌文庫の開設との二大事業である。それは関東大震災を契機に、江戸・明治・大正の貴重な文化的資料が散逸することへの危機感から出発した事業であった。

明治文化研究会は大正十三（一九二四）年十一月に設立された。外骨は同時期に雑誌『明治奇聞』を発行し、その第一篇に『『明治文化研究会』の創立について』と題する呼びかけ文を転載している。

「目的 明治初期以来の社会万般の事相を研究し、これを我が国民史の資料として発表すること

事業 機関雑誌を発行し時々講演会及び展覽会を開催すること

雑誌 題名『新旧時代』、毎月一回発行、内容菊判約六十頁

（発行所 東京新橋側明治文化研究会）

第一号は大正十四年二月十一日発行

発起人（編輯同人）イロハ順

石井研堂

石川巖

井上和雄

尾佐竹猛

小野秀雄

吉野作造

(麿姓) 外骨

藤井甚太郎<sup>(2)</sup>

明治文化研究会の発起人八名のうち、外骨のほかに注目すべきは石井研堂・尾佐竹猛・吉野作造の三人だろう。

まず石井研堂(慶応元/一八六五)昭和一八/一九四三)だが、彼の生涯はほぼ外骨と重なっており、「エンサイクロペディスト」的なジャーナリストであった点でも、外骨とよく似ている。石井は明治二二(一八八九)年創刊の『小国民』の主筆として明治時代の少年文化を牽引した。『小国民』の読者からは、新劇の小山内薫、言語学者の金田一京助、児童文学者の鈴木三重吉、哲学者の安部能成、漢学者の諸橋徹次らが育った。そして明治文化研究会の発起人に名をつらねた尾佐竹猛も吉野作造も、かつての熱心な読者であった。<sup>(3)</sup>石井のライフワークとなった『明治事物起原』は、明治文化研究会以前からの業績ではあるが、数度にわたる増補改訂にはこの研究会が深く関わっている。

明治文化研究会の発足当時、尾佐竹猛(明治十三/一八八〇)昭和二一/一九四六)は大審院判事の職にあった。尾佐竹は法実務家の頂点を極めた人物であるが、同時に法制史研究者としても『大津事件』などの名著を残している。また吉野作造(明治十一/一八七八)昭和八/一九三三)は、そのころ東京帝国大学教授を辞職して、同大法学部の非常勤講師の身分にあった。吉野についてはとかく民本主義ばかりが論じられがちであるが、彼もまた尾佐竹と同様に明治法制史の研究者であった。とくに秘密出版された『西哲夢物語』の発掘は、明治憲法制定の裏

面史に光を当てた大きな業績であった。<sup>(4)</sup>

尾佐竹猛と吉野作造は石井研堂の『小国民』の読者であったといったが、彼らは大阪時代に宮武外骨が発行していた『滑稽新聞』の読者でもあった。<sup>(5)</sup>つまり、明治文化研究会の発足は尾佐竹と吉野という二人の法制史研究者が石井と外骨という二人のジャーナリストを誘ったとしてもよいけれど、反対に、石井と外骨あるいは『小国民』と『滑稽新聞』が、尾佐竹と吉野を育てたとしてもできるのである。吉野は明治文化研究会の初代会長を務め、彼の没後は尾佐竹が二代目の会長となった。

さらに、外骨と吉野の交友は、東京大学における明治新聞雑誌文庫の開設とも深く関わっている。同文庫は広告代理店博報堂の社長であった瀬木博尚の資金提供と外骨の発案によって、東京帝国大学構内に設置されることになった。大正十五（一九二六）年九月のことである。当初は帝大評議会において中央図書館か文学部に付設することも検討されたようだが、新聞や雑誌類の資料的価値に対する無理解もあって、結局は法学部に付設されることになった。法学部には日本法制史の中田薫、民法学の穂積重遠、そして政治学の吉野作造という、有力な外骨支持者がいたからである。とくに吉野は外骨のことを胡散臭く思うある教授に対して、「君は外骨君を誤解している。世間に偽善者は数多いが、外骨君は稀代の偽善者だよ」と弁護したとい<sup>(6)</sup>う。こうした説得工作もあって、文庫の法学部付設が決定された。

「寄付金受理が）いよいよ確定して法学部附属となったのが翌昭和二年二月の中旬、それより明治新聞雑誌文庫と称すること、場所は赤門内史料編纂所の下部総二百坪の地階、管理担任者は教授でなくばならぬ規定なので教授会で穂積重遠先生を推選、外骨君と仲善しだからとて就任受諾、従来法学部研究室の嘱託であった外骨が事務

専任と決定し、外骨蒐集品の持込み場所、事務取扱の場所として仮りに第一高等学校内に新築せし農学部の研究室を借受け、同三月一日より出勤する事に成り、事務員五名を雇入れた。<sup>(7)</sup>

文中にもあるように、外骨は明治新聞雑誌文庫の主任に任せられるより前、すでに大正十三(一九二四)年の二月から法学部の臨時嘱託となっていた。中田薫や穂積重遠の要請により、古文書の解説を学生に手ほどきするためであった。外骨と帝大の組み合わせは奇異に感じられたようだが、<sup>(8)</sup>当時の法学部には、吉野をはじめとして中田や穂積など「外骨君と仲善し」の教授たちが少なからずいたのである。彼らについては必要に応じて今後も触れることになるだろう。

明治新聞雑誌文庫には、外骨が蒐集した新聞約五万枚、雑誌約二万部、単行本約千五百冊などが寄贈された。外骨らしく『東京絵入新聞』や『自由燈』などに加えて、中江兆民の『東雲新聞』や明六社の『明六雑誌』などがほぼ完本で揃っている。また吉野が所蔵していた、高田早苗の『憲法雑誌』、中江兆民の『自由平等経綸』、徳富蘇峰の『国民之友』なども収蔵された。<sup>(9)</sup>いずれも明治文化を牽引した貴重な資料ばかりである。

明治新聞雑誌文庫については、ムック本『これは凄い東京大学コレクション』(一九九八)のなかにヴィジュアルな紹介がある。そこには外骨の絵葉書コレクションの紹介などとともに、文庫の設立者となった宮武外骨と瀬木博尚の写真が掲げられている。そのうえでムック本の編集者は、明治新聞雑誌文庫について「臭いメシから生まれた宮武外骨の労作」と銘打っている。<sup>(10)</sup> というのも、文庫の開設にいたる外骨の全活動は国事犯としての獄中生活から始まっているからだ。もっとも、この「臭いメシ」の思想的意味は、おそらく編集者の意図を遥かに超えたところにあるのだが。

なるほど宮武外骨は前科者であった。法学部の誰かはわからないが、外骨を胡散臭く思ったのも無理はない。外骨の獄中生活は遠く明治二二（一八八九）年にまで遡る。すなわち、大日本帝国憲法発布の年である。外骨の「臭いメシ」はもとほといえはこの憲法のせいであり、間接的ながらもこの事件は、吉野作造や尾佐竹猛とも不思議な縁でつながることになる。外骨が送った獄中生活は、めぐりめぐって明治文化研究会を発足させ、帝国大学法学部に明治新聞雑誌文庫を開設させることになった。その経緯を次節以下に述べよう。

## 二 大日本頓智研法

宮武外骨を一躍有名にしたのは、『頓智協会雑誌』における筆禍事件であった。『頓智協会雑誌』は月二回発行で、明治二〇（一八八七）年四月に創刊され、二二年の二月に二八号をもって廃刊された。発行所は東京府京橋区の頓智協会<sup>(1)</sup>、発行人兼編集人は宮武外骨、印刷人は徳山鳳洲であった。ジャーナリスト外骨にとって最初の月刊雑誌である。

ところが、明治二二（一八八九）年二月二八日発行の同雑誌で、外骨はとんでもないお遊びをやった。こともあろうに同月十一日に発布されたばかりの帝国憲法のパロディを、絵と文字の両方で試みたのである。

まず冒頭に掲げられた安達吟光作の「寓意画」である。明らかに宮中の広間を描いており、玉座の左右には侍従や女官らしき男女が並んでいる。また手前には礼服を着た九名の男たちが控えている。玉座に立っているのは、なんと一体の骸骨で、妙な言い方だが彼はなにも身にまとうていない。控えの男たちの代表として玉座の前に進み出たもう一人の男が、恭しく両手を頭上に掲げてなにかを拝受しようとしている。これに対して骸骨は右手に丸めた

文書を持っており、これを無造作に手渡そうとする。安達の絵はまさにこの瞬間を描いたものであった。<sup>(12)</sup>

この骸骨は憲法を下賜する瞬間の明治天皇の姿にほかならない。つい先日皇居正殿で憲法の発布式がおこなわれたばかりである以上、このことを誰しもが連想したはずである。とすれば、骸骨は天皇、文書は大日本帝国憲法、控えの男たちは枢密院議長伊藤博文以下の九名の大臣、これを拝受したのはときの内閣総理大臣黒田清隆ということになる。<sup>(13)</sup>

これだけでも只で済むわけではないところに、外骨はこの絵につづけて「研法発布嚙語」と「大日本頓智研法」の条文を掲載した。いうまでもなく、「大日本頓智研法」は「大日本帝国憲法」、「研法発布嚙語」は「憲法発布勅語」のパロディーである。比較のため、まずは勅語から最初と最後の部分を掲げ、次にこれに対応する嚙語を紹介しよう。なお勅語は天皇のことばだが、嚙語とはうわごと・ねごと・たわごとの類いである。

「憲法発布勅語

朕国家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣栄トシ朕カ祖宗ニ承クルノ大権ニ依リ現在及将来ノ臣民ニ対シ此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス

(中略)

朕カ在廷ノ大臣ハ朕カ為ニ此ノ憲法ヲ試行スルノ責ニ任スヘク朕カ現在及将来ノ臣民ハ此ノ憲法ニ対シ永遠ニ従順ノ義務ヲ負フヘシ」

「研法発布嚙語

余協会ノ隆昌ト会員ノ幸福トヲ以テ無上ノ榮譽トシ余ガ偶然ニ出ヅルノ意見ニ依リ現在及将来ノ会員ニ対シ此ノ



不完ノ条規ヲ發布ス

（中略）

余ガ在役ノ會員ハ余ガ為メニ此ノ研法ヲ実行スルノ責ニ任スベク余ガ現在及将来ノ會員ハ此ノ研法ニ対シ永遠ニ從順ノ義務ヲ負フベシ<sup>(14)</sup>

「憲法」に対する「研法」、「勅語」に対する「囁語」をはじめとして、外骨は「祖宗ニ承クルノ大権」に「偶然ニ出ヅルノ意見」、「不磨ノ大典」に「不完ノ条規」を対置して、憲法の神聖さや完全性をからかう。大日本帝国の臣民あるいは大日本頓智協会の会員たる者は、憲法あるいは研法に対して「永遠ニ從順ノ義務ヲ負フ」のである。なお勅語のあとには「御名御璽」と發布日の「明治二十二年二月十一日」につづけて、内閣総理大臣黒田清隆、枢密院議長伊藤博文以下、十人の大臣が副書しているが、囁語のあとにも「宮武外骨」「明治二十二年二月二十二日」とあって、同じく十人の会員の名前が記されている<sup>(15)</sup>。また二月十一日の憲法發布は紀元節に合わせたものだが、外骨は研法の發布を明治二十二年二月二日として二の数を揃えて遊んでいる。余計なことだが、このとき外骨の年齢も二二歳であった。とはいえ、外骨のパロディ精神はきわめて生真面目なものであり、それは用語の対応はもとより、字数の一致にまでおよんでいる。

こうした姿勢は、いうまでもなく条文本体にも貫かれる。次に憲法と研法の対応関係を示してみよう。貴重な史料でもあるので、研法については労をいとわず全文を紹介する。

大日本帝国憲法

大日本頓智研法

第一章 天皇

第一条 大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス

第二条 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ

繼承ス

第三条 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス

第四条 天皇ハ国ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ

第五条 天皇ハ帝国議會ノ協賛ヲ以テ立法權ヲ行フ

第六条 天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布及執行ヲ命ス

第七条 天皇ハ帝国議會ヲ召集シ其ノ開会閉会停会及衆議院ノ解散ヲ命ス

第一章 会主

第一条 大頓智協會ハ讚岐平民ノ外骨之ヲ統轄ス

第二条 会主ハ頓狂博士ノ定ムル所ニ依リ外骨ノ子孫之ヲ

繼承ス

第三条 会主ハ尊重ニシテ侮ルベカラズ

第四条 会主ハ会ノ統領ニシテ頓智權ヲ總攬シ此ノ研法ノ条規ニヨリ之ヲ行フ

第五条 会主ハ協會々員ノ協議ヲ以テ定則權ヲ行フ

第六条 会主ハ規則ヲ制定シ其ノ公布及実行ヲ命ズ

第七条 会主ハ協會々員ヲ召集シ其討論會演說會談話會及協議場へ出席ヲ促ス

第八条 天皇ハ公共ノ安全ヲ

保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避ク

ル為緊急ノ必要ニ由リ帝国

議會閉会ノ場合ニ於テ法律

ニ代ルヘキ勅令ヲ発ス

此ノ勅令ハ次ノ会期ニ於テ

帝国議會ニ提出スヘシ若議

会ニ於テ承諾セサルトキハ

政府ハ将来ニ向テ其ノ効力

ヲ失フコトヲ公布スヘシ

### 第二章 臣民權利義務

第十八条 日本臣民タルノ要

件ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

第十九条 日本臣民ハ法律命

令ノ定ムル所ノ資格ニ応シ

均ク文武官ニ任セラレ及其

ノ他ノ公務ニ就クコトヲ得

第二十条 日本臣民ハ法律ノ

第八条 会主ハ會員ノ安全ヲ

希望シ又ハ其災厄ヲ避クル

タメ緊急ノ必要ニ由リ協会

雜誌発行ノ毎号ニ於テ静謐

ヲ図ルベキ論談ヲ載ス

此論断ハ次ノ発行ニ於テ是

非曲直ヲ提出スベシ若會員

ニ於テ不服ナルトキハ会主

ハ将来ニ向テ其ノ本意ノ錯

リナルコトヲ公告スベシ

### 第二章 會員權利義務

第九条 協会々員タルノ要件

ハ規則ノ定ムル所ニ依ル

第十条 協会々員ハ規則条例

ノ定ムル所ノ資格ニ応シ均

ク役員ニ任セラレ及其ノ他

ノ事務ニ就クコトヲ得

第十一条 協会々員ハ規則ニ

定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務

定ムル所ニ從ヒ投書ノ義務

ヲ有ス

ヲ有ス

第二十一条 日本臣民ハ法律

第十二条 協会々員ハ規則ニ

ノ定ムル所ニ從ヒ納税ノ義務

定ムル所ニ從ヒ出費ノ義務

務ヲ有ス

ヲ有ス<sup>(16)</sup>

残念ながら、外骨の頓智研法は第十二条で終わっている。括弧書きで「以下ハ第壹千号ニ載ス」とあるにはあるが、月二回刊の『頓智協会雑誌』が千号もつづくとは思えない。それどころか外骨は巻末に「廃刊広告」を出し、「社運日増衰微ニ及ビ」と近日中の廃刊を予告している。これは外骨一流の逆説的宣伝方法であるけれども、しかし廃刊は現実のものとなった。骸骨の絵と頓智研法が検閲に引っかかったからである。まず雑誌が新聞紙条例により発行停止処分を受け、次いで外骨らが起訴された。罪名は刑法上の不敬罪、つまり天皇に対する公然侮辱の罪であった。

この間の経緯を略記するならば、三月四日に警視総監より発行停止の通達、七日に外骨・吟光・鳳洲の三人は東京輕罪裁判所予審廷に召還され、そのまま鍛冶橋監獄に拘留された。八日に予審終結、公判に付すとの言渡しがなされた。保釈も認められないまま、四月二二日に公判、即日結審、東京輕罪裁判所の判決が下ったのは二五日であった。翌日の『朝夜新聞』は判決を次のように伝えている。

「○不敬罪事件宣告 頓智協会編輯人兼發行人宮武外骨氏画工吟光事足立平七氏印刷人徳山鳳洲氏等は明治二十

二年二月二十八日発行に係る第廿八号挿画欄内へ同年同月十一日宮城に於て行はせられたる憲法発布式場に模擬し其正面玉座の上に骸骨を図したる等は天皇に対し不敬の処為なりとて昨日東京輕罪裁判所にて宮武氏は刑法第百十七条第百廿条に照し重禁錮三年罰金百円監視一年に足立氏は同一年同五十円同八ヶ月に、徳山氏は同十ヶ月同三十円同六ヶ月に処せられたり尚ほ三氏共控訴するよし<sup>(17)</sup>

記事にあるとおり三人は上訴したけれども、五月二七日の控訴院判決でも、十月二五日の大審院判決でも、ついに原審の判断は覆らなかつた。まもなく外骨たちは石川島監獄に収監された。

「重禁錮刑であるに、予は最初より国事犯人又は準国事犯人を入れる禁獄檻、桃や柿をも植ゑた草花畠のある広い庭園を運動場とした十二番檻と称する別構の一棟、其第六房、憲法発布の大赦令で出獄した星亨、片岡健吉などが収容されて居た室に入れられ、前記の共犯者二人は常時犯檻で、詐欺窃盗犯者と雑居して居たのである」<sup>(18)</sup>

石川島監獄の十二番檻第六房は、明治憲法との関連においてとくに記念すべき名譽ある舎房である。外骨もいうようにここには少し前まで星亨と片岡健吉が入っていた。彼らはともに自由党の大物政治家であるが、片岡は保安条例違反により、また星は『西哲夢物語』の秘密出版事件に連座して入獄していた。これは明治憲法の制定がプロイセン憲法の引き写しにすぎないことを暴露するために、自由党の活動家たちが引き起こした事件である。『西哲夢物語』の内容は、プロイセンの国法学者グナイストが日本の皇族に対しておこなった憲法講義の筆記録と、井上毅が翻訳したプロイセン王国憲法条文と、御雇ドイツ人ロエスラーが起草した日本帝国憲法とを合冊したもので

あった。明治二〇(一八八七)年十月に印刷された『西哲夢物語』は、伊藤博文らの藩閥政府攻撃の恰好の武器として、各地の自由党集会でばらまかれた。この事件について、政府は星を首謀者とみて逮捕し石川島に送った。<sup>(19)</sup>

外骨の回想にもあるように、星亨は明治二二(一八八九)年二月十一日の憲法発布にともなう大赦で出獄した。この事件の実行者であった自由党の荒川高俊は頓智協会の会員でもあったが、彼もまた石川島に収監されており、星と同日に釈放された。<sup>(20)</sup>そして八ヶ月後に今度は外骨が同じ房に入った。星による秘密出版はまさに伊藤政府打倒の政治目的による活動であったが、出獄後の星は必ずしも反体制的な立場を維持したわけではなく、ついにはかつての政敵の伊藤博文と連携するにいたる。これに対して外骨の不敬罪はもっぱらパロディー精神によるもので、その出発点において明確な政治的意図をもってはいたわけではない。しかしながら外骨のその後の著述活動は、明らかに頓智研法事件での入獄体験から始まっている。明治憲法の制定直前と制定直後に起きた二つの事件であるが、奇しくも星の出獄に入れ替わるかのように外骨は入獄した。

ところで、冊子『西哲夢物語』の現物がのちに明治文化研究会のメンバーに知られるようになったのは、偶然にも吉野作造が古書店でそれを見出したことによる。『西哲夢物語』の発見を機に、吉野と外骨のあいだでは頓智研法や石川島のことが懐かしく語られたにちがいない。振り返ってみれば、外骨と吉野の交友は遠く明治憲法の制定のときから運命的に用意されていた、ともいえるのである。

鍛冶橋とは異なって外骨の石川島生活はそれなりに快適なものだったようである。国事犯のゆえだろうか、典獄は外骨に妙に優しく、当初は雑居房にいた安達吟光と徳山鳳洲を同じ房に入れてくれた。また、自由民権運動の闘士で政治講談の伊藤痴遊(仁太郎)とも親しくなった。痴遊は前述の荒川高俊の用心棒を務めたこともある人物で、やはり『西哲夢物語』事件組であり、もちろん星亨とも交際があって、のちに星の伝記を書くことになる。<sup>(21)</sup>外

骨たち監獄仲間には石川島で『鉄窓詞林』と題する月刊誌の発行まで企てた。その獄内広告によれば、発行所は「石川島獄中苦楽部」、発行日は明治二三（一八九〇）年四月一日の予定であった。<sup>(22)</sup>もとよりその企ては成功しなかったけれど、外骨は獄中で哲学書などを読み漁り、人間的にも大きく成長することになる。

不当にも鍛冶橋での未決勾留期間が刑期に参入されなかったので、外骨は鍛冶橋の八か月に加えてまる三年を石川島で過ごすことになった。

### 三 シリーズ伊藤侯物語

宮武外骨の生涯は、大日本頓智研法の発布とこれに起因する獄中生活とによって大きく飛躍する。彼の一生はほぼ明治維新とともに始まり、第二次世界大戦における日本の敗戦から十年を数えて終わるのだが、その実際の活動はびたり明治憲法の運命と歩みを揃えている。ジャーナリストとしての活動が憲法のパロディーで幕を開けたことにより、以後の外骨には「反骨」の操觚者というイメージがつきまとう。

反骨の本来の意味は時流や権威に背く精神のことなのだろうが、外骨の場合にはその特異な名前と相まって、「反」体制の外「骨」なる付加的な意味がどうしても連想されるようだ。だが選挙に出たり政党を結成しようと試みたにもかかわらず、外骨が言葉の本来の意味で反体制的な政治活動をしたことはない。例の不敬罪事件にしても、天皇を骸骨に見立てはするが、それ以上に天皇制を批判する政治的意図はなかったようだし、憲法ならぬ研法を制定しても、これをもって大日本帝国憲法そのものを否認するところまではいっていない。

ジャーナリストとしての外骨の方法は、けっして政治ではなく、「頓智」であり「滑稽」でありそして「狼麩」で

あった。これを諷刺と解してしまうと、とたんに政治的な生臭さが露呈してしまう。むしろ外骨の場合は、狂歌や替え歌にみられるような「もじり」として受け止めたほうがよいのかもしれない。真面目くさったオリジナル作品に依拠しつつも、少しだけその意味をずらしてみる(パロディ)の精神である。それは政治的言説というよりは、高度に文学的な一形式と捉えるべきものだ。ドイツ文学者の池内紀は外骨の「諷刺の技法」について論じているけれども、それはいささか買いかぶりというものであろう。

「宮武外骨がジャーナリズムに登場したのは、ジョルジュ・ビゴーとはほぼひとしい。明治二十年(一八八七)、諷刺誌『頓智協会雑誌』を創刊。『讃岐平民ノ子』は、当時、弱冠二十歳。批評としての諷刺の技法については、少年のころから『团团珍聞』などで親しんできた。」

池内の解説から採るべきは、諷刺云々ではなく、ビゴーと外骨の隠された関係である。ビゴーはフランス人の漫画家で、同じ明治二〇年に横浜居留地で時局諷刺雑誌『トバエ』を創刊した。『トバエ』の主要な目的は、まさに政治的な諷刺にあつたところができる。ビゴーの漫画には当時の有力な政治家たちが描かれ、そこには多くフランス語と日本語による添え書きがみられる。この日本語は、実は中江兆民とその弟子たちが書いたものだ。つまり『トバエ』は、自由民権運動と密接に結びついた、きわめて政治的な諷刺雑誌であつた。<sup>(24)</sup>けれども、外骨にはビゴーもしくは兆民ほどの明確な政治的意図はない。たとえ同じ素材を扱っても、ビゴーは「諷刺」を目的にしたが、外骨はあくまで「パロディ」に徹したように思える。

同じ素材とは、伊藤博文と彼の明治憲法とにほかならない。まずはビゴーの「ヴァカンス」と題する漫画を紹介



してみよう。これは『トバエ』十五号（明治二〇）所載のよく知られたものである。ここには長い顎髭と右眉近くの黒子から明らかに伊藤博文とわかる人物が描かれている。彼は浴衣姿で芸者の膝にもたれている。彼女は男女の浮世絵をあしらった団扇で風を送っている。伊藤の足元にはもう一人の芸者がいて酌をしている。まさに休暇でくつろいだ伊藤を描いた漫画である。それはそれで面白いけれども、この漫画の意味は絵そのものよりは実は添え書きのほうにある。というのも、添え書きにはまずフランス語で上方に「ヴァカンス中」(En Vacances)とあり、下方には「田舎の愉しみ——夏島」(Les plaisirs de la campagne—Kadzima)とあるからだ。さらに伊藤の枕元の屏風には達者な筆でこう書かれている。「久尔くくは捨て於けお前が大事／臥枕窈窕美人膝／腥握堂々天下権／夏島かしま乃畔かしま高たかまくら（25）」これを書いたのは中江兆民本人か、彼の弟子の誰かである。

神奈川沖の夏島には伊藤の別荘があった。ビゴアの漫画は、別荘で休暇中の伊藤の行状を暴露しようとした。ここには国事をさぼって芸者遊びに現をぬかす最高権力者伊藤への、民権派からの批判的メッセージが添えられている。ビゴアの時局諷刺とおよそこのようなものである。しかしその諷刺は、実は伊藤への批判にもならずに見事にはずれてしまっていた。伊藤が品行方正であったというのではないが、このとき伊藤が夏島でおこなっていたのは芸者遊びではなく、憲法の作成であったからである。もちろん民権派もそのことには気づいており、『西哲夢物語』の秘密出版活動などによって伊藤の動きを牽制していた。だがそれは民権派といっても、すでに述べたように、星亨らの仕業であって中江兆民のそれではない。（26）

外国人のゆえかビゴアにお咎めはなかったが、憲法制定の直前に自由民権運動の闘士たちは一掃された。保安条例によって兆民は追放され、星は『西哲夢物語』事件に連座して石川島監獄送りとなった。伊藤博文は用意周到にも、憲法の発布をまわって天皇の名前で兆民や星たちを赦したのである。明治二二（一八八九）年の紀元節に大日本

帝国憲法が發布されたとき、『トバエ』は「憲法よ永遠に」(Constitution for ever)とか「憲法万歳」(vive la constitution)という皮肉な文字を記した漫画を掲載した。中江兆民の弟子の幸徳秋水は憲法条文を読んだ兆民について、「先生通読一遍唯だ苦笑する耳」と記録している。<sup>(2)</sup>そして星亨が収容されていた同じ房に、今度は「大日本頓智研法」事件の宮武外骨が迎えられた。

さて、伊藤博文をめぐる宮武外骨のパロディーである。時代も下って明治三四(一九〇一)年、大阪に移った外骨は故郷の村名にちなんだ「小野村夫」の名前で『滑稽新聞』を発行した。『滑稽新聞』は原則月二回発行のパロディー雑誌であって、直接に社会や政治の動向を伝えるための新聞ではない。この第十号から十七号にかけて、外骨は伊藤博文を素材に連載を開始した。とりあえずその標題を掲げておく。すなわち、「伊藤侯の美人観」(十号)、「伊藤侯の美人好」(十一号)、「伊藤侯の関係美人難」(十二号)、「伊藤侯の愛妾美人怨」(十三号)、「伊藤侯の骨相」(十四号)、「伊藤侯の夢想」(十五号)、「伊登様の追想」(十六号)、「伊藤侯の没後」(十七号)である。明治三四年の七月から十一月にかけての連載であった。<sup>(28)</sup>

標題からも想像できるように、この一連の伊藤侯物語は、彼の政治ではなく、もっぱらその好色ぶりにのみ目を向けている。ここにはパロディーはあっても下手な諷刺など微塵もない。

まず「伊藤侯の美人観」であるが、これには右脇に(好色物語)と副題が付いている。記事は「東洋第一の政治家、日本憲法の制定者、前内閣総理大臣、当時立憲政友会総裁、正二位大勲位侯爵伊藤博文」への、「滑稽記者」つまり外骨のインタヴューの形式を採っているが、もとよりそれ自体は架空のものである。ただし、伊藤の西国遊説は事実で、時は明治三四年七月十二日の夕方、場所は投宿先の神戸諏訪山西常磐といやに詳しい。外骨が現下の東洋問題につき意見を求めたのに対し、伊藤は「少しは我輩を真似て女の方へでも憂身をやつし給へ」と彼の女性観

を語る。登場する女性は実在の「下田歌子」とか「戸田家の令嬢」で、ここには個人の名譽やプライバシーなどは見事なまでに配慮されていない。伊藤は神戸でもさっそく料亭の養女を誘惑する。

「伊藤侯の美人好」にも同様に（風俗不壊乱物語）とある。ここでは前号の記事が当局から「風俗壊乱」と指摘されたこと、だがその記事はもとと『大阪朝日新聞』のアレンジであったことが述べられる。外骨は滑稽新聞が告発されて大阪朝日がお咎めなしなのは、朝日の「他叙体」を外骨が「自叙体」に改めたからだと解釈して、今度は大阪朝日の記事をそのまま転載する。しかしその結果は、「元勳としての伊藤」と「政党首領としての伊藤」とは別の「艶福家としての伊藤」をかえって際立たせてしまう。翌日の岡山では二人の芸者を旅館に呼んだという、まさにビゴの漫画を連想させるような新事実が提供される。

「伊藤侯の關係美人難」には（風俗壊乱物語）とある。外骨は東京の新聞記事を転載して、伊藤が岡山の宿所で泊めた芸者が拘留三日の処分を受けたこと、彼女は「国家に対する奉公で決して密淫売では無い」と抗弁したことを伝える。もちろん、風俗壊乱の元凶たる伊藤本人には、地方官も警察も指一本触れることはできない。「伊藤侯の愛妾美人怨」にも（風俗壊乱物語）とある。大磯に残してきた愛人の、「助平爺」伊藤に対する恨みつらみが一人称で語られる。

「伊藤侯の骨相」は一転して（科学物語）と題される。外骨は今度は骨相学の見地から、「頭の大きい顔の広い色の赤黒い眉のあたりに黒子があって目尻のデリッと下った色好みの相」を科学的に分析する。外骨によれば、「伊藤侯の眼底にはいつも美人の影像のみが映って居る」のである。

「伊藤侯の夢想」は（海上物語）である。伊藤は「欧米陸栗毛」と銘打って海上の人となり、これまでの女性關係を独白する。これは夢物語であることが最後に判明するのだが、それにしても「政友会が跡で如何ならうが、内

闇が如何ならうが、あとは野となれ山となれ」などという個所は、これまたビゴアの漫画にあった「久尔は捨てて於けお前が大事」の戯れ歌と重なり合う。また伊藤の渡欧も、かつての憲法調査旅行を想起させずにはおかない。

「伊登様の追想」は(新風俗壊乱物語)と題されているが、伊藤博文とはなんの関係もない。商家の娘が祭りに浮かれて男と待合に入ってしまうというよくある話が、娘の独白で語られるにすぎないからだ。けれども、これまで毎号にわたって伊藤侯物語を楽しみにしてきた読者は、伊藤のその後を期待してつい読んでしまうだろう。なしる伊登様いとまんの追想なのだから。

ようやく「伊藤侯の没後」である。むろん(想像物語)という副題が付いている。外骨は伊藤がアメリカで危篤になったとしたうえで、没後の影響を想像してみる。まず「家庭に於ける影響」として、正妻の「梅子の君」は権妻に手切れ金を出して縁を切る。「政界に於ける影響」として、政友会は分裂し多数派は桂内閣の与党となる。「高襟党に於ける影響」だが、これは伊藤の側近たちのことであり、彼らは大隈・山県・松方・井上ら有力者からも見放される。「実業界に於ける影響」として、洋行費用を出した三井は没落する。「外交界に於ける影響」として、清国の李鴻章は日清同盟の相棒の計報に気落ちする。そして「新聞紙に於ける影響」だが、政治種にせよ艶聞種にせよ「常得意」に死なれて当惑する。もちろん滑稽新聞もその例外ではない。ただし、いうまでもなく伊藤の計報は事実ではない。外骨も「ナカナカ達者な爺だから此先き何十年生き延るか知れない」と述べている。だが、その八年後に、現実の伊藤博文はハルビン駅頭で暗殺されることになる。

以上、外骨による伊藤侯物語を紹介した。外骨の目は徹底して伊藤博文の艶聞に向けられている。たしかにビゴアの場合がそうであったように、これを最高権力者に対する政治的批判と意味づけることはたやすい。だが連載に際して外骨自身はそうした意図をもってはいなかったはずだ。その証拠は記事の内容とともに、これに添えられ

た絵に認めることができる。『滑稽新聞』第十号から第十七号までの「伊藤侯物語」には、日本髪の女性が袂で目頭を押さええている後ろ姿が必ず載せられている。これは同一の版木を用いたもので、実は第四号で本願寺の僧侶の醜聞を暴露してから毎号使いつづけられてきたものなのだ。この版は伊藤侯物語が終わったあとの第十八号になって、やっとお役ご免となっている。要するに、伊藤侯物語はただただせつかくの美人像を無駄にしなしたために行きがかかり上の産物でしかなかったのである。意味の連続的なスライド、これが外骨の「パロディ―」という方法であった。

外骨にはビゴーと異なって政治的意図はないといった。しかし、ビゴーがなしえなかったことを外骨はおこなっている。それは艶聞の果てに、想像においてとはいえ、ときの最高権力者を殺している、ということだ。現実の暗殺に先立って、伊藤は外骨に殺された。繰り返すが外骨に政治的意図はない。だが外骨はビゴーあるいは兆民一派よりも、さらに過激な実践者であった。

過激といえ、外骨の「パロディ―」は伊藤博文の「政治」よりも、憲法を頂点とした「法律」に向けられている。外骨は『滑稽新聞』第一六五号に「法律廃止論」を書いて、法律のない理想的社会の建設を標榜している。

「国家存立のために制定した法律は、これを嚴重に実行すれば其効能利益もあるが、今日の如き有様ならば、寧ろ法律は廃止して了ふ方がよい。（中略）今日の社会は、巧に悪事をする者が勝利を得るのであつて、所謂法律は強者の利器、悪い奴が法網を潜つて、逆まに善人を窘逐迫害するのである。斯の如くんば法律はあれども無きに等しい。否あつて害ある無益の長物、速に廃止して了ふ方がよい。」<sup>(29)</sup>

引用部分の直後には「悪大臣悪元老」に対する暗殺の勧めなどもあり、そのかぎりでは無政府主義的な主張にもみえる<sup>(30)</sup>。けれども外骨の法律廃止論は、思想的な裏付けをもったものというよりは、きわめて即物的な反〈法律〉論に留まっている。それは文字どおりの即物であって、たとえば「法律」の文字を裁判官や役人や軍人が踏み付ける様子を描くとか、汚くて恐縮だが、人糞を重ねて「法律」という文字を書いてみるといふところまで進んでしま<sup>(31)</sup>い、まったくもって洒落にもならない。それはたしかに過激なパフォーマンスではあるものの、たとえば「滑稽法律辞典」(『面白半分』)にみられるパロディーの余裕は大きく失われてしまう。

外骨の本領はやはり〈法のパロディー〉にあるだろう。それは国家の法が相手では機能しにくいかもしれないが、私的な法を相手にした場合には、俄然威力を発揮する方法でもあった。

#### 四 鼻のさきはそれがれにけりな

大正十一(一九二二)年十一月、宮武外骨は著書『私刑類纂』を公刊した。出版元は半狂堂、外骨が自著を世に出すための自前の出版社である。『私刑類纂』は、古今東西の私的刑罰、要するにリンチを絵入りで紹介した本である。周知のように、近代刑法は刑罰を公的なものとして国家のもとに集約し、しかしその執行は社会から隔離された場所で密かにおこなう、という方向で発展してきた。だが外骨が集めた私刑とは、私的な刑罰を見せしめとしておこなうという、それとは正反対のものである。

『私刑類纂』の冒頭で、外骨の「私刑」観が述べられる。それによれば、私刑は「行はれざる時なく、行はれざ

る所なし」といえるほどで、文明国を自称する欧米においても、これに追隨する日本においても現におこなわれている。私刑はたしかに「直接処罰」であり「無法廷判決」であるが、反面「社会的制裁」であり「民衆の不文律」でもある、「有害有益」な法なのである。外骨はまた『私刑類纂』はけっして「法外法理」を論ずる法律専門書ではなく、興味本位に「刑罰外の刑罰」を蒐集した娯楽本だと断っている。しかしながら、こうした法の裏面史を避け、法の表面だけをいくら撫でまわしてもそれは真の法学とはいえない。「古今の法学者中、誰一人として此書を編述する者なく、饒多の私刑事実をも度外視して顧みざりしにあらずや」と外骨はいう。<sup>(33)</sup> さすがは外骨、目の付け所がちがう。

外骨は緒言において、「自救的非善悪行為」から「復讐的懲罰」を経て「公力制裁」にいたる、一種の刑罰進化論を説いている。彼によれば、私刑は公力制裁を待たずに復讐的懲罰に恃む私的制裁にほかならない。したがって公法的制度を前提とすれば、私刑は法律上の悪行為となるが、道徳上はむしろ善行為となる余地さえある。なぜなら、法律は「国家的制度」であるが、道徳は「社会的習慣」であって、両者の価値観には歴史的にみても一定のズレが認められるからである。<sup>(33)</sup>

けれども外骨に理屈は似合わない。『私刑類纂』は私刑の実例をひたすら集めた書物であって、事からの性質からいってもここになんらかの体系を求めするのは無い物ねだりといえる。この本は全体が公的刑罰体系のパロディーなのであって、もっと端的に言えば興味本位の裏刑罰集として読むべきである。そのほうが外骨の意図に適うのであるまいか。

内容の一端のみを示せば、次のとおりである。「目隠しをして生理」「面皮を剥て便所に捨つ」「犬と見て糞を食はす」「籠に入れて水に投ず」「鷹殺しの童を牛ぎぎ」「箕巻にして熱湯を注ぐ」等々といった残酷な私刑例が挙げられ

ているが、これについてはそれ以上の詳しい説明は省略する。またわが国の素材が多いけれども、「雲南の小盗人」「波斯の奇刑状」「台湾人の蛮習制裁」「リンチ国としての亜米利加」「独逸大学の学生監禁室」「英国イートン大学の尻打台」「外国の陸海軍隊の私刑」「私税徴収のマルクリーム」など、外国の事例を扱った項目もある。これもここでは一々紹介しない。

『私刑類纂』のなかで外骨らしいのは、やはり「奸淫情事」に関する個所であろう。ここにはいわゆる奸通をめぐる私刑が列挙されている。江戸時代に奸夫奸婦を「重ねて置いて四つにする」などという制裁法があったことは知られているが、外骨はこれとは異なった私刑手段を教える。たとえば「裸体にて豆を拾はす」では、外骨の故郷である讃岐の奇談として、奸夫奸婦を全裸にして衆人環視のもとに枀からこぼした大豆を一粒ずつ拾わせると一種の恥辱刑が紹介される。あるいは「七両二分の罰金」として、奸夫から七両二分の内済金を取る慣習と、これを歌った川柳「据ゑられて七両二分の膳を喰ひ」などが示される。あるいは越後には、妻を盗まれた者が職も家もなげうって諸方を遍歴して奸夫奸婦を討ち果たす「妻敵撃」なる習俗があったといふ<sup>(34)</sup>。

傑作なのは、「羅切と陰門抉去」と題する項目である。外骨はまず江戸文政年間の『平日閑話』から、亭主が間男の陰茎を切断し女房の陰門を抉り取った話から始める。だがこの項で目立つのは、頁の真ん中に大きく挿入された天明年間の「奸夫奸婦取押への図」である。すなわち、密会の場に乗り込んだ亭主が左手で間男の襟首をつかまえ、右手と右膝をもって女房の首根っこを押さえている。そしてこの絵の上部には次のような狂歌が添えられているのである。

「鼻のさきはそがれにけりな



いたづらに

我間男と永寝せしまに<sup>(35)</sup>

いうまでもなくこの狂歌は、小野小町の「花の色はうつりにけりないたづらに我が身世にふるながめせしまに」のパロディーである。惜しいことに外骨自身の作ではないけれど、こうした狂歌を「羅切」や「陰門扶去」、さらには「鼻そぎ」のような残酷な私刑の叙述のなかに取り入れるところに、彼のセンスがうかがえる。さて、鼻そぎは奸夫奸婦の鼻を削ぐ私刑だが、外骨によれば、これは実はアイヌの風習であるともいう。こうして話は狂歌からアイヌの習俗へと民俗学的にスライドする。話題のこうした広げ方が、外骨のうまいところである。<sup>(36)</sup>

次いで外骨の筆は、アイヌの「鼻そぎと髪剃り」に言及する。アイヌ社会では奸通者に対する処置として、男の場合は鼻を削いだり鬘を剃り、女の場合には頭髪を剃る習慣があったという。この項目に載せられた図は、「鬘髻を剃られしアイヌ男」と「頭髪を剃られしアイヌ女」であって、項目の見出しには若干そぐわないけれども、別の頁には「鼻をそがれし男女——アイヌ奸夫奸婦」の写真が掲載されている。外骨の説明によれば、これは鼻そぎの私刑の最後のものであるという。<sup>(37)</sup>

ところで、この写真の所蔵者は金田一京助である。また前にも触れた「独逸大学の学生監禁室」に関して、ハイデルベルク大学の学生牢の写真が二枚載っているが、その提供者はそれぞれ吉野作造と穂積重遠である。<sup>(38)</sup> 非学問的で興味本位にみえる『私刑類纂』には、「外骨君と仲善し」の当代一流の学者たちが関与していた。外骨は『私刑類纂』を刊行するにあたって、アイヌの刑図写真等は金田一京助から、外書の借覧および指導は東京帝大法学部の吉野作造・中田薫・穂積重遠から得たことを記している。<sup>(39)</sup>

とくに中田薫(明治十／一八七七〜昭和四二／一九六七)は「私刑類纂追補」として一文を寄せ、その冒頭で外骨との連帯感をこう表現している。

「法律家が法律の事を書くとき、兎角素人には乾燥無味の文字となってしまうが、流石は老巧な文士丈あって、外骨老の近著私刑類纂に至っては、大分血腥さい記事が多いにもかかはらず、我々に迄津々たる興味をそよめること大なるものがある、茲に感ずる所あって、二十有余年所持の法制史のお株を、断然外骨老にお譲り申さんかとも考へて居た矢先に、私刑類纂の追補を何か一筆書て呉れるとの御懇望もだし難く、成丈七六ヶ敷い理屈はぬきにして、先頃私刑類纂を読みながら頭の裡に思浮んだ彼是を、一ダース程呈上仕ることに致した。」<sup>(40)</sup>

これに続けて中田は、「石子詰」から「木馬水牢」にいたる十二項目にわたって、これまた古今東西の私刑例を凶版も付しながら紹介する。このなかには「姦通鼻そぎ」「羅切」など、『私刑類纂』と対応する項目もある。中田は法制史学者としての立場から、外骨の仕事に敬意を表しつつ、これを資料的に補っているのである。

外骨と中田の連携はそればかりではない。『私刑類纂』の約一年後、大正十二(一九二三)年の十月、中田は半狂堂から『徳川時代の文学と私法』を公刊した。前にも触れたように、半狂堂は外骨の個人出版社である。そのはしがきにおいて、「徳川時代ノ文学ニ見エタル私法」と題する論文を増補して単行本とする計画に言及したうえで、中田はこう書いた。

「しかるに、さる七月初、外骨君より、彼の論文に關係の古版画を挿入して出版しては如何、これが搜索の勞は

自身自らこれに当るを辞せないという、好意的勧誘に接したのである。自分としては、材料蒐集の未だ全からぬ今日、これを出版することは内心不本意ではあるけれども、関係古版画搜索のことに至りては、当世外骨君を措いては他にその人を求むること、けだし難事であらうから、もしこの機会を逸しては悔を後日に胎すこと、更に大なるものあらんかと思ひ、断然意を決して匆々筆を馳せ、旧稿に若干の補修を加えて、出版に関する一切のことは、これを外骨君に委任した次第である。ここに同君の勞を謝しつつ本書の由来を誌すること件の如し。<sup>(41)</sup>

『徳川時代の文学と私法』は、世話浄瑠璃や浮世草紙などの軟文学を題材に江戸時代の私法を叙述した和装の研究書である。中田は当時の私法的慣習を近代民法の諸制度に対応させて、つまり「動産質」「動産抵当」から「隠居」「後見」にいたる二四の項目に配列して論じている。ローマ法やゲルマン法との比較がみられるとはいへ、そのかぎりでは純然たる日本法制史の研究であるのだが、しかし史料として用いられるのは近松門左衛門や井原西鶴や鶴屋南北である。そのうえこれに外骨提供の二四点の木版画が加わることによって、きわめてヴィジュアルな読み物となった。その手法は基本的には外骨の『私刑類纂』と共通しており、いわば目で見る法制史の趣を呈している。「私刑」もまた「私法」の一種であるから、この意味でも、『私刑類纂』と『徳川時代の文学と私法』とは好一対をなしており、両著のなりたちからみても、ともに外骨と中田の共著とさえいえるのである。

実際、外骨は『徳川時代の文学と私法』に跋を寄せて、そのなかで「キミが例の丹精で絵を入れて二人の合著とするのであれば」という中田の言葉を紹介している。また同じ跋には、中田薫を外骨に紹介したのは吉野作造であったことが明かされている。それは時期からみて『私刑類纂』の執筆とも重なっている。<sup>(42)</sup>

外骨の法学への貢献は、そればかりではない。穂積重遠（明治十六／一八八三）昭和二六／一九五二）は大正十

三(一九三八)年に『離婚制度の研究』を公刊した。そのなかに「縁切寺の川柳」という論文がある。縁切寺として知られる鎌倉の東慶寺(松ヶ岡)にまつわる川柳を集めたもので、たとえば「悔しくばたづね来て見よ松ヶ岡」といった一三四編もの川柳が紹介されている。このいわゆる松ヶ岡川柳の解釈には五猫庵こと弁護士沢田薫が関わっているのだが、穂積と沢田を仲介したのが半狂堂主人の外骨であった。

外骨は沢田の「川柳より見た松ヶ岡」とともに穂積の「法制上より見た松ヶ岡」をも半狂堂から出版する計画をもっていたのだが、穂積には先約があるからと断られてしまった。もっとも沢田の『縁切寺』のほうはいち早く大正十二(一九三七)年に出版されたものの、穂積の『離婚制度の研究』は先約の改造社が関東大震災の被害に遭ったこともあって予定より遅れて公刊された。『縁切寺』の序において、外骨は穂積の研究を自社から出版できなかったことについての「落胆」の念を未練たっぷりに記している。<sup>(43)</sup>要するに、外骨の気持ちのなかでは、『縁切寺』は『離婚制度の研究』の代替的な著作であったということだ。

吉野作造と外骨の関係についてもこれまで何度か論じてきたが、ここでもう一度取り上げておこう。それはほかならぬ民本主義に関わる。吉野が民本主義なる用語を本格的に用いたのは、論文「憲政の本義を説いてその有終の美を済すの途を論ず」においてであった。大正五(一九一六)年のことである。そのなかで吉野は「民本主義」が日本語として新しい用例であることを述べている。外骨はこれを受けて翌年「民本主義は政治の大綱なり」を書き、さらに雑誌『民本主義』を発行したり「君主民本党」の結成を図ったりして、いわば勝手に吉野を応援している。<sup>(44)</sup>

中田薫・穂積重遠・吉野作造の順に、彼ら帝大法学部教授たちの研究と外骨との思想的な関係について論じてきた。『私刑類纂』(外骨)と『徳川時代の文学と私法』(中田)、『縁切寺』(外骨)と『離婚制度の研究』(穂積)、「民

本主義」（吉野）と『民本主義』および「君主民本党」（外骨）と並べてみると、教授たちと外骨との関係がいつそう明確になる。すなわち、教授たちの先行研究と外骨の反応という時系列で見れば、外骨は彼らの真面目な研究をパロディーとして受け止め、これを大衆化したといえることができる。しかし、通俗書の刊行や政党の結成というパフォーマンスの観点からみれば、むしろ教授たちの研究のほうが結果として外骨のパロディーになってしまっている。外骨による「法のパロディー」は、このように法のみならず法学や法学者までもパロディー化してしまっている。面白半分・真面目半分の魅力的なパフォーマンスであった。

忘れてならないのは、中田薫も穂積重遠も吉野作造も「外骨君と仲善し」であったということだ。彼ら帝国大学の法学部教授たちと不敬罪の前科者であった外骨との、あえていうが思想的交流のなから明治文化研究会も明治新聞雑誌文庫も誕生したのである。研究会にせよ文庫にせよ、その発足の時期は関東大震災を挟んだ時期である。この時期にはすでに江戸時代はもとより明治時代の文化さえもが失われつつあり、それは震災によって決定的なものとなった。かろうじて明治文化研究会と明治新聞雑誌文庫が、その名残を今日にまで伝えることになる。その双方に外骨という人がいた。研究会は外骨のパフォーマンスであり、文庫は外骨のジャーナリストとしての総括であったといえよう。

\* \* \* \* \*

最後に時代がもう少し下ったところで、やはり「外骨君と仲善し」であった尾佐竹猛を再登場させたい。吉野作造の死後、明治文化研究会は尾佐竹が主宰していた。尾佐竹はあるとき井上毅による次のような文書を発見した。

伊藤博文に提出したもので、官憲の思想取り締まりの行き過ぎを指摘した意見書であった。そのなかに外骨の不敬罪事件が適例として論じられている。

「其取調ヲ掌ル吏属其人ヲ得ザルガ為メ、事ヲ尊大ニ取り、為メニ謂ハレナキ獄ヲ起シ、到底政府ノ信用ヲ墜スヨリ他アラザルノ結果ヲ生ズルコト常ナルニ在リトス。其例ヲ拳グレバ頓智協会雑誌記者ガ不敬罪ヲ以テ告訴セラレタル事件ノ如キ、実ニ抱腹ニ堪ヘザルコトト言ハザルヲ得ズ。」<sup>(45)</sup>

これを権力者みずからが外骨の冤罪を認めたと読むのは、公平にみていささか無理がある。だが、このことを尾佐竹から知らされた外骨は雀躍して喜んだ。外骨は多くの筆禍事件を引き起こしており、それはジャーナリストとしての勲章でもあったわけだが、最初の筆禍となった例の大日本頓智研法に関する不敬罪事件だけは、彼にとって生涯の痛恨事であった。というのも、明治の時代とともに生きてきた人間として、その過激なパロディにもかかわらず、天皇や帝国そのものへの批判は、けっして本意ではなかったからだ。

しかしながら、そこは外骨である。彼は「筆禍雪冤祝賀会」を開いてみずからの無罪を祝した。昭和九(一九三四)年十月十一日に日比谷松本楼で開かれた祝賀会では、石川島を記念した「もっさうめし」<sup>(46)</sup>を振る舞うなどして、老外骨はすこぶる上機嫌であったという。それは外骨一世一代のパフォーマンスであった。ここでは四二名の参会者のうちから主要な者だけを紹介しておこう。

まず発起人として大審院判事で法学博士の尾佐竹猛と同郷の友人で医者者の長尾藻城。代議士まで務めた政治講談の伊藤痴遊。広告代理店博報堂の社長瀬木博尚。阪急電鉄社長で宝塚歌劇団を創設した小林一三。硯友社同人で小

説家の江見水蔭とプロレタリア文学の白柳秀湖。報知新聞記者だった篠田敏造。弁護士の日野国明と今村力三郎。教育心理学者で東洋大学教授の高島平三郎。明治文化研究会からは『明治事物起原』の石井研堂と早稲田大学教授の柳田泉。明治新聞雑誌文庫関係では穂積重遠と、外骨の助手を務めた西田長寿と池内昇次が参加した。

祝賀会の多彩な参加者をもみても、これに参加しえなかった吉野作造や中田薫との関係をみても、さらには本論では扱えなかったが南方熊楠や折口信夫との交流からしても、宮武外骨はけっして孤立していなかった。外骨を囲む人脈は、『法のパロディー』に留まらず、近代日本の思想的文脈のなかで、あらためてより広範に検討することができそうである。

注

- (1) 宮武外骨「宮武外骨、是本名也」『スコップル』一号、一九一六年。同「是本名也」『毎日情報』一九五一年八月一日付。赤瀬川原平『学術小説・外骨という人がいた！』ちくま文庫、一九九一年、六二頁以下。
- (2) 外骨「明治文化研究会」『明治奇聞』第一篇、一九二五年。吉野孝雄編『新編・予は危険人物なり——宮武外骨自叙伝——』ちくま文庫、一九九二年、四九七頁以下。発起人のうち、石川巖は雑誌『書物往来』の主宰者、藤井甚太郎は文部省維新史料編纂官、小野秀雄は『東京日々新聞』記者、井上和雄は浮世絵研究家であった。この点につき、山下恒夫『石井研堂——庶民派エンサイクロペディストの小伝——』リブポロート、一九八六年、二二七頁以下参照。
- (3) 山口昌男『知の自由人たち』NHKライブラリー、一九九八年、二六一頁。「石井研堂翁を囲む『小国民』読者の会」『明治文化』昭和十七年八月号。山下、前掲書、二六六頁参照。
- (4) 堅田「西哲夢物語、あるいは明治憲法制定始末」『獨協法学』四五号、一九九七年、二〇七頁以下参照。
- (5) 『滑稽新聞』にはかぎらないが、外骨の読者として吉野作造・中田薫・穂積重遠・尾佐竹猛のほかに以下の人々を挙げることができる。呉秀三、大槻文彦、牧野英一、谷本富、南方熊楠、柳田国男、折口信夫、久保猪之吉、富士川遊、穂積陳重、中村不折、笹川臨風、三宅克己、小山内薫、本山彦一、小林一三。この点につき、吉野孝雄『宮武外骨』改訂版、河出

文庫、一九九二年、二四五頁参照。

(6) 吉野『宮武外骨』二五一頁参照。まったくの見当外れかもしれないが、外骨を胡散臭く思ったこの教授とは当時法学部長であった美濃部達吉であった可能性がある。美濃部のあとを承けて「帝大評議會の際本文庫設立の有意義を力説された」中田薫が学部長になったとき、外骨は「本文庫事務の上で大便宜を得ることになった」と喜んだ。外骨「明治新聞雑誌文庫略史」『公私月報』二号、一九三〇年。吉野編『予は危険人物なり』五一―二頁。

(7) 外骨「明治新聞雑誌文庫略史」。吉野編『予は危険人物なり』五一―一頁以下。同『宮武外骨』二五三頁参照。

(8) 「愛嬢の三千代さんを生家の日野家へ返して住友銀行の若い法学士に嫁がした宮武外骨サン、今は心にかゝる雲も無しと悠々上野の森に閑居して予て好める風俗史や雑史の研究に余念無いが先度から東大法科の囑託講師に聘せられ、月に三回徳川時代風俗史の講座を受持つてゐるが、川柳などを引用して外骨翁独特の卓抜奇警な観察や批評を試みるので非常に面白く、学生ばかりでなく他の教授連迄が聴講に来るさうだ。翁を大学へ引入れたのは穂積重遠博士だが、肝心文科の方は自称天狗が多く、在野の学者と軽蔑する悪い癖があつて真の人材を閑却するが、却てお門違ひの法科の方にかう云ふ具眼者があるのは面白い対照だ。」『大阪日日新聞』大正十三年七月二十八日付。吉野『宮武外骨』二四四頁参照。

(9) 吉野『宮武外骨』二五一頁以下参照。

(10) 荒俣宏・養老孟司・黒田日出男・西野嘉章『これは凄い東京大学コレクション』新潮社、一九九八年、二一頁以下参照。

(11) 頓智協会の「賛成員」には戯作者の仮名垣魯文、落語家の三遊亭円朝、同じく落語家の快楽亭ブラック、天狗煙草の岩谷松平等がおり、雑誌の寄稿者には漢学者の依田学海もいた。木本至『評伝・宮武外骨』社会思想社、一九八四年、八〇頁。

(12) 『頓智協会雑誌』二八号、一八八九年、一頁。『雑誌集成・宮武外骨此中にあり』第五巻、ゆまに書房、一九九三年、四四七頁参照。

(13) 安達吟光の「寓意画」は、当日実際の憲法発布式典に招かれたエドウィン・ペルツの証言ともびつたり重なる。

「天皇の右方は外交団。広間の周囲の歩廊は、他の高官連や多数の外人のため開放されている。皇后は、内親王がたや女官たちと共に、あとより続かれた。長いすそをひく、バラ色の洋装をしておられた。すると、玉座の左右から、それぞれ一人の大官が一つずつ巻物を持って進み出たが、その一人はもとの太政大臣三条公だった。公の手にあった方が憲法である。



他方の巻物を天皇は手に取ってお開きになり、声高らかに読み上げられた。それは、かねて約束の憲法を自発的に国民に与える決定を述べたものであった。次いで天皇は、憲法の原本を黒田首相に授けられたが、首相はこれを最敬礼で受取った。」トク・ベルツ編『ベルツの日記』上、菅沼柳太郎訳、岩波文庫、一九七九年、一三五頁。吉野『宮武外骨』二五頁参照。

(14) 『頓智協会雑誌』二八号、二頁。『雜誌集成・宮武外骨此中にあり』第五卷、四四八頁。吉野『宮武外骨』三五頁以下参照。

(15) 頓智研法に「副書」した十名のうち、挿画担当の安達吟光（安達平七）のほかは翻訳担当の五湖散史、小説担当の夢遊居士（大久保常吉）、外骨と同郷の熊坂流石生（熊坂眸）、傾斗醉生（白崎謙蔵）が特定できる。木本、前掲書、一〇三頁、八七頁、一二三頁参照。

(16) 『頓智協会雑誌』二八号、三頁。『雜誌集成・宮武外骨此中にあり』第五卷、四四九頁。吉野『宮武外骨』三八頁以下参照。

(17) 『朝野新聞』明治三二年四月二六日付。吉野『宮武外骨』四一頁以下参照。発行停止から裁判最終結にいたる詳しい経過については、木本、前掲書、一〇九頁以下参照。

(18) 外骨『公私月報』四五号、一九三四年。吉野『宮武外骨』四六頁参照。

(19) 堅田、前掲論文、二〇七頁以下参照。

(20) 木本、前掲書、一一三頁。

(21) 外骨の実兄宮武南海は私塾の東京学館を経営していたが、荒川高俊はそこで英語教師をしていたことがあり、荒川が独立したのち伊藤痴遊が彼の用心棒を務めた。その人件費は南海が負担したという。宮武兄弟と星一派のあいだにはそうした縁があった。この点につき、木本、前掲箇所参照。

(22) 吉野『宮武外骨』五〇頁参照。

(23) 池内紀「解説・時代のスタイルブック」、外骨『明治奇聞』河出文庫、一九九七年、二六四頁。同「諷刺について」『ユリイカ』二五卷九号、一九九三年、一一八頁以下参照。

(24) 「中江兆民とビゴ」の関係につき、清水勲『漫画の歴史』岩波新書、一九九一年、八一頁以下参照。

- (25) 芳賀徹・清水勲・酒井忠康・川本皓嗣編『ビゴ―素描コレクション』2、岩波書店、一九八九年、三八頁、一三六頁。清水編『続ビゴ―素描集』岩波文庫、一九九二年、一六八頁以下参照。
- (26) 堅田、前掲論文、二〇八頁以下、二三三頁以下参照。
- (27) 幸徳秋水『兆民先生』岩波文庫、一九六〇年、一八頁。
- (28) 『滑稽新聞』第十号、第一七号、一九〇一年。『雑誌集成・宮武外骨此中』第六卷、一九九三年、二六三頁以下。
- (29) 外骨「法律廃止論」『滑稽新聞』一六五号、一九〇八年。吉野『宮武外骨』一五七頁以下。同『過激にして愛嬌あり——滑稽新聞』と宮武外骨——ちくまぶっくす、一九八三年、二三八頁以下参照。
- (30) 星亨が暗殺されたとき、外骨は『滑稽新聞』九号、一九〇一年、において「星亨は改心せず死す」と厳しい記事を書いた。『雑誌集成・宮武外骨此中』第六卷、二四五頁以下参照。また、明治四三(一九一〇)年の大逆事件で幸徳秋水とともに絞首刑となった森近運平は、『大阪平民新聞』の編集を外骨より委されていた。
- (31) 『滑稽新聞』一六七号、一六八号、一九〇八年。吉野『過激にして愛嬌あり』二四三頁参照。
- (32) 外骨『私刑類纂』自序。谷沢永一・吉野孝雄編『宮武外骨著作集』第四卷、河出書房新社、一九八五年、四五九頁以下。
- (33) 『私刑類纂』緒言。『宮武外骨著作集』第四卷、四六八頁以下。
- (34) 『宮武外骨著作集』第四卷、五〇〇頁以下。
- (35) 同書、五〇一頁。外骨『刑罰・賭博奇談』河出文庫、一九九八年、五四頁。
- (36) 村井敏邦『ミ、ヲキリ、ハナヲソキ、カミヲキリテ、アマニナシテ』『法学セミナー』一九九八年十二月号、九四頁以下は、法律家としては珍しく外骨の『私刑類纂』に着目しているが、これを「耳鼻削ぎの残虐性と死刑」というふうに国家の公刑としての死刑に結びつけてしまつては面白くない。外骨は「私刑」を論じているのだから。
- (37) 『宮武外骨著作集』第四卷、五〇五頁、五七三頁。
- (38) 同書、五七四頁。
- (39) 同書、四六二頁。
- (40) 中田薫「おもひうかび」、同書、五九五頁。木本、前掲書、四七九頁参照。
- 吉野作造も、『私刑類纂』について「無用の用」という外骨にとってこのうえなく好意的な書評を寄せている。

「吾人の研究慾をそゝりつゝ同時にまた趣味慾を満足せしめた点に於て、外骨君の『私刑類纂』を推奨しておきたい、外骨君は變つた物識りとして知られて居る、先きには名著『筆禍史』あり、最近『奇態流行史』を公にすると思へば『半男女考』だの、『猥褻風俗史』だのを続刊して、論題の着想概ね人の意表に出る、徒らに奇を衒ふに似たりと雖も、常人の思ひ及ばざる境地に研究の辣手を触るゝ点に於て君も亦当代得易からざる学者と謂ふべきだ、私刑といえぱリンチを思ひ浮べるが、考へて見れば同じ様な事は古今東西を通じて普ねく行はれたことだらう、本書は主として日本の古書に依り、私刑の類例を蒐集彙類し、間々海外の例をも加へてある、何の研究に役立つと云ふ本ではないが、必ず何かに役立つ本である、無用の用といふ批評は外骨君の凡ての著書にあてはまると思ふ、読んで面白ければかりではない、必ず何かの役に立つ本として、又外の人には企て及ばざる種類の本として、必ず蔵書家の備うべきものだらうと信ずる」吉野作造「小題小言三則」『中央公論』大正十二年一月号。『宮武外骨著作集』第四卷、六〇六頁。吉野孝雄『宮武外骨』二三五頁参照。

(41) 中田薫『徳川時代の文学に見えたる私法』岩波文庫、一九八四年、五頁以下。吉野「奇人の好奇心」、外骨『刑罰・賭博奇談』一二頁。

(42) 中田、前掲書、二五五頁、二五四頁参照。

(43) 「縁切寺」と穂積重遠につき、木本、前掲書、四九二頁以下参照。なお、穂積自身は川柳の解釈については沢田薫に、その他の資料の提供については中田薫や尾佐竹猛に謝意を表している。穂積重遠『離婚制度の研究』復刻版、クレス出版、一九八九年、一五一頁以下、三頁。

(44) 「吉野作造と雑誌『民本主義』」につき、木本、前掲書、四二七頁以下参照。

(45) 井上毅「検察官並ニ警察官ノ弊害」、伊藤博文編『秘書類纂・法制関係資料』上巻、復刻版、原書房、一九六九年、九四頁。吉野『宮武外骨』一五頁。同編「予は危険人物なり」一〇一頁。木本、前掲書、五六八頁以下参照。

(46) 『公私月報』五〇号付録、一九二四年。吉野『宮武外骨』七頁以下。同編「予は危険人物なり」一〇三頁以下参照。同書、一一一頁に「当夜松本楼における会衆の写真」が載っている。